

厚生年金保険等の収納に係る平成22年度行動計画(機構全体版)

平成22年4月

日本年金機構本部

1. 対象期間

平成22年4月～平成23年3月

2. 機構全体の目標

- (1) 未適事業所への適用対策を進めつつ、確実に保険料収入を確保する。
- (2) 口座振替実施率について、21年度と同等以上の水準を確保する。
- (3) 納付期限内収納の確保に努めるとともに、新規発生の滞納について、早期解消に努める。
- (4) 時効中断措置を全件実施するなど、保険料債権の確実な管理に努めるとともに、差押、執行停止など適正かつ計画的な滞納処分を推進する。

3. 目標達成のための主要な取り組み

(1) 本部

- ① 6月中を目途に厚生年金徴収対策要員として、500名程度の職員（正規職員又は准職員）を年金事務所に配置する。
- ② 徴収職員に対して、研修センターにおいて集合研修を実施する他、ブロック本部が行う研修のための教材を作成する。

(2) ブロック本部

- ① 行動計画の策定について、必要な助言・指導をするとともに、年金事務所から提出された行動計画等が、作成マニュアルに沿ったものとなっているかどうか点検を行う。また、年金事務所から提出される月次報告等に基づき、取り組みが遅れている年金事務所に対して、原因を聴取し、必要な改善策を指導する。
- ② 未経験職員に対し、法令や事務の実施手順等の基礎的な集合研修を1回1日程度で実施するほか、経験の浅い課長に対し、事務所訪問による実務指導を実施する。
- ③ 財務大臣（国税庁）への滞納処分等の権限委任を行う予定の全ての事案について委任要件について審査するとともに、委任案件について事務所と共同で搜索や差押えを実施する。また、管轄の国税局と委任事案についての事前照会等の調整を行う。
- ④ 上記以外の事案であっても、大口案件（滞納月数24か月以上、滞納金額5000万円以上を目安としてブロック本部の実情に合わせて設定）の調査、搜索を前提とした調査、大口倒産の場合の調査等については支援を行う。

(3) 年金事務所

年金事務所行動計画策定手順書(マニュアル)に沿って行動計画を作成し、目標を達成するために、各種事業の計画的な推進に努める。なお、行動計画の作成、実施に当たって留意すべき事項については、行動計画策定手順書(マニュアル)に示すので、これを参考とする。

年金事務所における厚生年金保険等の収納に係る

平成22年度行動計画の策定手順書（マニュアル）

平成22年4月

日本年金機構本部

I 目標の設定方法等

1. 行動計画で進捗管理を行う項目

- (1) 保険料収納率
- (2) 口座振替実施率及び新規に適用する事業所の口座振替実施率
- (3) 滞納事業所解消数
- (4) 時効中断件数
- (5) 執行停止件数及び金額
- (6) 差押件数

2. 目標を設定する項目及び目標の設定方法

- (1) 上記1のうち保険料収納率については、
21年度並みの収納率を年度目標として設定する。
(各月の目標（各月末における収納率）についても前年並みの実績を参考とし、月末が休日のため納付期限が翌月となる場合の影響を調整したうえで目標を設定する。)
- (2) 上記1のうち口座振替実施率（事業所件数で算出）については、21年度と同等以上の水準の目標を設定する。また、新規に適用する事業所については、90%以上の口座振替実施率を目標とする。
(注) 上記1のうち(3)、(4)、(5)、(6)については、目標を設定せず、実績報告を求めるのみの取扱いとする。

II 本部への報告

(1) 行動計画の目標

年金事務所は、ブロック本部へ平成22年度行動計画目標（別紙様式1）を5月21日まで提出すること。ブロック本部においては、計画の内容等確認等を行い、管内年金事務所目標シートを取りまとめのうえ、本部へ5月31日までに提出すること。

本部においては、6月中に内容の審査を行い、各年金事務所の行動計画を確定する。年金事務所においては、行動計画が確定するまでの間は、提出した計画に基づき暫定的に対策を推進する。

(2) 実績の月次報告

年金事務所は毎月、別紙様式2～7に従って、実施状況を翌月15日までにブロック本部に提出すること。ブロック本部においては、内容等を確認し、ブロック別集計表及び管内年金事務所ごとの行動計画実施状況シートを25日までに本部へ報告すること。

(注) 22年4月分の実績は、5月分と併せて6月に報告する。

Ⅲ 行動計画の実施に当たっての留意すべき事項

1. 新規適用事業所に対する口座振替の勧奨

新規に適用する事業所については、90%以上の口座振替実施率を目標とし、新規適用届を受理する際には、できるだけ、口座振替申出書も併せて提出するよう勧奨する。

2. 口座振替不能事業所に対する納付督促

口座振替不能事業所に対しては、速やかに保険料の納付督促を行い、確実な徴収と滞納の長期化の防止を図る。

3. 滞納事業所に対する速やかな滞納処分の実施等

- ① 滞納事業所から納付が困難である旨の申出があった場合には、事業所の経営状況や将来の見通しなどを丁寧に聞き取ったうえで、きめ細やかな納付指導を行う。
- ② ①の納付指導に従わない滞納事業所に対しては、速やかに財産調査、差押など一連の滞納処分を実施する。
- ③ 時効中断措置の必要な滞納事業所に対しては、時効中断措置を全件実施することを目標として、計画的な取組みを行う。
- ④ 滞納処分を執行することができる財産がない場合など、国税徴収法第153条第1項に該当する事由があるときは、事務処理手順等を遵守し、遅滞なく滞納処分の執行停止を行う。

4. 財務大臣（国税庁）への滞納処分等の権限委任の活用

財務大臣（国税庁）への滞納処分等の権限委任を行う可能性のある事案については、ブロック本部の指導を得つつ共同で差押えや搜索等を実施する。

行動計画目標シート

〇〇 ブロック
〇〇 年金事務所

1 保険料収納率

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	年度目標
健康保険	22年度(目標)														
	21年度(実績)														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	年度目標
厚生年金保険	22年度(目標)														
	21年度(実績)														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	年度目標
船員保険	22年度(目標)														
	21年度(実績)														

2 口座振替実施率

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度目標
健康保険	22年度(目標)													
	21年度(実績)													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度目標
厚生年金保険	22年度(目標)													
	21年度(実績)													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度目標
船員保険	22年度(目標)													
	21年度(実績)													

- (注) 1 平成21年度までの実績値を参考にして行動計画目標を設定する。
 2 月末が休日のため納付期限が翌月となる場合は、納付期限までの収納額を含んだ収納率として設定する。
 3 数値は、小数点第2位を四捨五入とする。
 4 「船員保険」欄については、医療保険のうち船舶所有者にかかるものを計上する。

行動計画実施状況シート
保険料収納率

〇〇 ブロック
〇〇 年金事務所

保険料収納率(健康保険)

(円)

	収納率(%)		徴収決定済額(本月分)	徴収決定済額(累計)	収納済額(本月分)	収納済額(累計)	不納欠損額(本月分)	不納欠損額(累計)	収納未済額
	21年度	22年度							
4月		#DIV/0!		0		0		0	
5月		#DIV/0!		0		0		0	
6月		#DIV/0!		0		0		0	
7月		#DIV/0!		0		0		0	
8月		#DIV/0!		0		0		0	
9月		#DIV/0!		0		0		0	
10月		#DIV/0!		0		0		0	
11月		#DIV/0!		0		0		0	
12月		#DIV/0!		0		0		0	
1月		#DIV/0!		0		0		0	
2月		#DIV/0!		0		0		0	
3月		#DIV/0!		0		0		0	
4月		#DIV/0!		0		0		0	

- (注) 1 収納率の平成21年度については、各月の実績値を入力する。数値は、小数点第2位を四捨五入とする。
 2 徴収決定済額は、本月中に徴収決定した額を入力する。4月及び5月については、前年度より繰り越した額を含めた額とする。
 3 収納済額は、本月中に収納した額を入力する。
 4 不納欠損額は、本月中に欠損した額を入力する。
 5 月末が休日のため納付期限が翌月となる場合は、口座振替納付分、納期内納付分を含めて入力する。

行動計画実施状況シート
保険料収納率

〇〇 ブロック
〇〇 年金事務所

保険料収納率(厚生年金保険)

(円)

	収納率(%)		徴収決定済額(本月分)	徴収決定済額(累計)	収納済額(本月分)	収納済額(累計)	不納欠損額(本月分)	不納欠損額(累計)	収納未済額
	21年度	22年度							
4月		#DIV/0!		0		0		0	
5月		#DIV/0!		0		0		0	
6月		#DIV/0!		0		0		0	
7月		#DIV/0!		0		0		0	
8月		#DIV/0!		0		0		0	
9月		#DIV/0!		0		0		0	
10月		#DIV/0!		0		0		0	
11月		#DIV/0!		0		0		0	
12月		#DIV/0!		0		0		0	
1月		#DIV/0!		0		0		0	
2月		#DIV/0!		0		0		0	
3月		#DIV/0!		0		0		0	
4月		#DIV/0!		0		0		0	

- (注) 1 収納率の平成21年度については、各月の実績値を入力する。数値は、小数点第2位を四捨五入とする。
 2 徴収決定済額は、本月中に徴収決定した額を入力する。4月及び5月については、前年度より繰り越した額を含めた額とする。
 3 収納済額は、本月中に収納した額を入力する。
 4 不納欠損額は、本月中に欠損した額を入力する。
 5 月末が休日のため納付期限が翌月となる場合は、口座振替納付分、納期内納付分を含めて入力する。

行動計画実施状況シート
保険料収納率

〇〇 ブロック
〇〇 年金事務所

保険料収納率(船員保険)

(円)

	収納率(%)		徴収決定済額(本月分)	徴収決定済額(累計)	収納済額(本月分)	収納済額(累計)	不納欠損額(本月分)	不納欠損額(累計)	収納未済額
	21年度	22年度							
4月		#DIV/0!		0		0		0	
5月		#DIV/0!		0		0		0	
6月		#DIV/0!		0		0		0	
7月		#DIV/0!		0		0		0	
8月		#DIV/0!		0		0		0	
9月		#DIV/0!		0		0		0	
10月		#DIV/0!		0		0		0	
11月		#DIV/0!		0		0		0	
12月		#DIV/0!		0		0		0	
1月		#DIV/0!		0		0		0	
2月		#DIV/0!		0		0		0	
3月		#DIV/0!		0		0		0	
4月		#DIV/0!		0		0		0	

- (注) 1 収納率の平成21年度については、各月の実績値を入力する。数値は、小数点第2位を四捨五入とする。
 2 徴収決定済額は、本月中に徴収決定した額を入力する。4月及び5月については、前年度より繰り越した額を含めた額とする。
 3 収納済額は、本月中に収納した額を入力する。
 4 不納欠損額は、本月中に欠損した額を入力する。
 5 月末が休日のため納付期限が翌月となる場合は、口座振替納付分、納期内納付分を含めて入力する。
 6 本シートは、医療保険のうち船舶所有者にかかるものを計上する。

行動計画実施状況シート
口座振替実施率(全体分)

〇〇 ブロック
〇〇 年金事務所

1 口座振替実施率

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
健康保険	22年度	適用事業所数												
		口座振替事業所数												
		口座振替実施率	#DIV/0!											
	21年度	口座振替実施率												

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
厚生年金保険	22年度	適用事業所数												
		口座振替事業所数												
		口座振替実施率	#DIV/0!											
	21年度	口座振替実施率												

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
船員保険	22年度	適用事業所数												
		口座振替事業所数												
		口座振替実施率	#DIV/0!											
	21年度	口座振替実施率												

- (注) 1 適用事業所数及び口座振替事業所数は、告知額一覧表より計上する。
 2 数値は、小数点第2位を四捨五入とする。
 3 「船員保険」欄については、医療保険のうち船舶所有者にかかるものを計上する。

行動計画実施状況シート 口座振替実施率(新規分)

〇〇 ブロック
〇〇 年金事務所

2 新規に適用する事業所の口座振替実施率

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
健康保険	22年度	新規適用事業所数												
		累計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		新規適用事業所のうち 口座振替事業所数												
		累計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		当月口座振替実施率	#DIV/0!											
		累計口座振替実施率	#DIV/0!											

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
厚生年金保険	22年度	新規適用事業所数												
		累計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		新規適用事業所のうち 口座振替事業所数												
		累計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		当月口座振替実施率	#DIV/0!											
		累計口座振替実施率	#DIV/0!											

- (注) 1 適用調査課より、新規適用事業所数及び新規口座振替事業所数の連絡を受けた数を計上する。
2 数値は、小数点第2位を四捨五入とする。

行動計画実施状況シート 滞納事業所の解消数

〇〇 ブロック
〇〇 年金事務所

	①滞納事業所数		②新規滞納事業所数		③滞納解消事業所数		④滞納事業所数(月末)		滞納事業所(月末)の再掲			
	平成20年度末	平成21年度末	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	3月未満	3月以上12月未満	12月以上24月未満	24月以上
4月							0	0				
5月							0	0				
6月							0	0				
7月							0	0				
8月							0	0				
9月							0	0				
10月							0	0				
11月							0	0				
12月							0	0				
1月							0	0				
2月							0	0				
3月							0	0				
合計			0	0	0	0						

- (注) 1 延滞金のみを滞納している滞納事業所を含む。
 2 健康保険・厚生年金保険の滞納事業所に船員保険の滞納船舶所有者数を加えた数を計上する。
 3 「①滞納事業所数」欄は、当該年度末の未納事業所一覧表(平成22年2月分のみ未納事業所を除く)より滞納事業所数を計上する。
 4 「②新規滞納事業所数」欄は、当月新たに督促状の指定期限を経過した滞納事業所の件数を計上する。また、延滞金のみ新たに調査決定された事業所も計上する。
 5 「③滞納解消事業所数」欄は、当月において、完納、不納欠損により滞納額が0となった事業所数を計上する。
 6 4月については、④滞納事業所数(月末) = ①滞納事業所数 + ②新規滞納事業所数 - ③滞納解消事業所数
 5月以降については、④滞納事業所数(月末) = 前月の④滞納事業所数(月末) + ②新規滞納事業所数 - ③滞納解消事業所数
 7 「滞納事業所(月末)再掲」欄の「3月未満」欄、「3月以上12月未満」欄、「12月以上24月未満」欄及び「24月以上」欄には、「滞納事業所(月末)」欄の滞納事業所のうち、当月時点で最も古い納付目的年月からの期間(滞納月数)で滞納事業所数をいずれかに分類して計上する。

行動計画実施状況シート
時効中断措置件数【健康保険・厚生年金保険】

〇〇 ブロック
〇〇 年金事務所

繰越事業所数 ①														
繰越事業所のうち、時効中断中 及び執行停止中の事業所数 ②														
時効中断措置を講じる必要がある 事業所数(年度当初) ③(①-②)	0	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
各月の期首において 時効中断措置を講じる必要がある 事業所数 ④	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
各月の期中において 新たに時効中断措置が必要となった 事業所数 ⑤														0
各月の期中において 時効中断措置を講じた 事業所数 ⑥														0
各月の期中において 完納又は納付義務が消滅した 事業所数 (ただし、⑥欄に計上した事業所を除く。) ⑦														
各月の期末において 今後、時効中断措置を講じなければならない 事業所数 ⑧ = (④+⑤-⑥-⑦)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)

- 1 「①繰越事業所数」欄には、現存、全喪にかかわらず全ての事業所数を繰越事業所一覧表(4月1日繰越分)から計上する。
- 2 4月の「④各月の期首において時効中断を講じる必要がある事業所数」欄は、「③時効中断措置を講じる必要がある事業所数(年度当初)」の事業所数を計上する。
- 3 5月の「⑤各月の期中において新たに時効中断措置が必要となった事業所数」欄には、5月1日に繰り越した事業所数を計上する。
- 4 「⑦各月の期中において完納又は納付義務が消滅した事業所数」欄は、完納した事業所数又は不納欠損(②に計上した分を除く)した事業所数を計上する。

行動計画実施状況シート
時効中断措置件数【船員保険】

〇〇 ブロック
〇〇 年金事務所

繰越事業所数 ①														
繰越事業所のうち、時効中断中 及び執行停止中の事業所数 ②														
時効中断措置を講じる必要がある 事業所数(年度当初) ③(①-②)	0	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
各月の期首において 時効中断措置を講じる必要がある 事業所数 ④	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
各月の期中において 新たに時効中断措置が必要となった 事業所数 ⑤														0
各月の期中において 時効中断措置を講じた 事業所数 ⑥														0
各月の期中において 完納又は納付義務が消滅した 事業所数 (ただし、⑥欄に計上した事業所を除く。)														
各月の期末において 今後、時効中断措置を講じなければならない 事業所数 ⑦=(④+⑤-⑥-⑦)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)

- 「①繰越事業所数」欄には、現存、全喪にかかわらず全ての事業所数を繰越事業所一覧表(4月1日繰越分)から計上する。
- 4月の「④各月の期首において時効中断を講じる必要がある事業所数」欄は、「③時効中断措置を講じる必要がある事業所数(年度当初)」の事業所数を計上する。
- 5月の「⑤各月の期中において新たに時効中断措置が必要となった事業所数」欄には、5月1日に繰り越した事業所数を計上する。
- 「⑦各月の期中において完納又は納付義務が消滅した事業所数」欄は、完納した事業所数又は不納欠損(②に計上した分を除く)した事業所数を計上する。
- 本シートは、船舶所有者にかかるものを計上する。

行動計画実施状況シート

執行停止件数及び金額〔健康保険・厚生年金保険〕

〇〇 ブロック
〇〇 年金事務所

	①執行停止対象事業所		②執行停止処理事業所		③新たに執行停止の対象となった事業所	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4月						
5月	0	0				
6月	0	0				
7月	0	0				
8月	0	0				
9月	0	0				
10月	0	0				
11月	0	0				
12月	0	0				
1月	0	0				
2月	0	0				
3月	0	0				
合計			0	0	0	0

- (注) 1 4月の「①執行停止対象事業所」は、平成22年3月末時点の未納事業所一覧表(全費分)より執行停止中及び事件中(破産事件、競売事件)を除いた件数及び金額を計上する。
 2 5月以降の「①執行停止対象事業所」欄は、前月の「①執行停止対象事業所」 - 「②執行停止処理事業所」 + 「③新たに執行停止の対象となった事業所」とする。
 3 「新たに執行停止の対象となった事業所」は、現存事業所から全費事業所となった事業所、事件終結となった事業所(完結分を除く。)の件数及び金額を計上する。

行動計画実施状況シート
執行停止件数及び金額〔船員保険〕

〇〇 ブロック
〇〇 年金事務所

	執行停止対象事業所		執行停止処理事業所		新たに執行停止の対象となった事業所	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4月						
5月	0	0				
6月	0	0				
7月	0	0				
8月	0	0				
9月	0	0				
10月	0	0				
11月	0	0				
12月	0	0				
1月	0	0				
2月	0	0				
3月	0	0				
合計			0	0	0	0

- (注) 1 4月の「①執行停止対象事業所」は、平成22年3月末時点の未納事業所一覧表(全喪分)より執行停止中及び事件中(破産事件、競売事件)を除いた件数及び金額を計上する。
 2 5月以降の「①執行停止対象事業所」欄は、前月の「①執行停止対象事業所」 - 「②執行停止処理事業所」 + 「③新たに執行停止の対象となった事業所」とする。
 3 「新たに執行停止の対象となった事業所」は、現存事業所から全喪事業所となった事業所、事件終結となった事業所(完結分を除く。)の件数及び金額を計上する。
 4 本シートは、船舶所有者にかかるものを計上する。

行動計画実施状況シート 差押件数

〇〇 ブロック

〇〇 年金事務所

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
健康保険 厚生年金保険	事業所数													0
	件数													0

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
船員保険	事業所数													0
	件数													0

(注) 1 「事業所数」欄は、各月における差押執行した事業所の件数を記入すること。

例えば、A滞納事業所に対して、不動産差押、売掛金の差押(2件)を実施した場合であれば、「事業所数」は1件とすること。

2 「件数」欄は、各月における差押執行した実績数を記入すること。

例えば、A滞納事業所に対して、不動産差押、売掛金の差押(2件)を実施した場合であれば、「件数」は3件とすること。

3 「船員保険」欄は、船舶所有者にかかるものを計上する。